

認可外保育施設を利用している保護者のみなさまへ

令和元年10月から 「幼児教育・保育の無償化」が始まりました

認可外保育施設を利用する「3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたち」は月額3万7千円まで、「0歳児クラスから2歳児クラスまでの市町村民税非課税世帯の子どもたち」は月額4万2千円までの利用料が無償化の対象になります。

- ◎共働き世帯など「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- ◎利用されている認可外保育施設などが、無償化の対象施設でない場合は、無償化は受けられません。

3歳児～5歳児クラス



月額3万7千円まで
無償化

0歳児～2歳児クラス

※市町村民税が非課税の世帯



月額4万2千円まで
無償化

- 認可外保育施設の利用料のほかに、
 - ・ 保育所等の一時預かり
 - ・ 病児・病後児保育
 - ・ ファミリーサポートセンター の利用料も対象になります。
- 無償化の対象は保育料（利用料）です。給食費、送迎費、教材費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

無償化を受けるための
手続きが必要です！
※裏面をご覧ください

【問合せ先】 八代市役所 こども未来課 ☎ 33-8721

共働き世帯など保育が必要な家庭の方で、認可外保育施設などを利用し利用料の無償化を受けるためには、保育の必要性の認定が必要です。



該当する書類を「利用されている施設」または「市役所こども未来課」へ提出してください。

◎保育が必要な家庭とは・・・

保護者の状況がいずれかに該当する家庭

- ① 就労している。
- ② 出産の前後である。(ただし、入所期間は出産予定日の前後3ヶ月。)
- ③ 病気にかかっている。障がいをもっている。
- ④ 家族の看護や介護にあたっている。
- ⑤ 災害の復旧にあたっている。
- ⑥ 求職活動中である。(入所期間は3ヶ月以内。就労決定の場合は継続可能。)
- ⑦ 就学中である。
- ⑧ 社会的養護が必要である。
- ⑨ 入園児以外の児童を対象として育児休業中、または入園児以外の1歳未満の児童を育児中である。
- ⑩ その他、保育が必要と認められる場合。

お子さまの年齢等に応じて、いずれかの申請書を提出してください。

【様式②】



子育てのための施設等利用給付認定申請書 (新2号)

(保育が必要な認定を行います)

【様式③】



子育てのための施設等利用給付認定申請書 (新3号)

(保育が必要な認定を行います) **(非課税世帯のみが対象となります)**

※保育が必要な要件に応じて、必要な提出書類があります。
別紙をご確認ください。

※八代市外に居住する方は、居住している市町村での手続きとなります。